

国民健康保険被保険者の皆さんへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

70歳未満の国保加入者は、「限度額適用認定証」(以下、「認定証」)の交付を受け医療機関に提示することで、医療費の窓口負担が所定の自己負担限度額まで減額されます。

70歳以上の国保加入者は、所得区分が「一般」と「現役並III」に該当する被保険者については、「認定証」がなくとも自動的に自己負担限度額までの支払いを済みますが、所得区分が「一般及び現役並III以外」の被保険者については、「認定証」の交付を受けることで、窓口負担が所定の自己負担限度額まで減額されます。

また、住民税非課税世帯の方には、申請により入院中の食事代などの減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。交付を希望される方は、役場長寿福祉課で申請手続きをしてください。

注1) 現在「認定証」をお持ちの方も、8月以降は再度申請が必要です。

注2) 国民健康保険税に滞納があると交付できない場合があります。



《申請に必要なもの》

- ・印鑑(世帯主の方が申請される場合は不要です)
- ・被保険者証・被保険者及び世帯主のマイナンバーを確認できるもの
- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線217)

年金生活者支援給付金制度についてのお知らせ

年金生活者支援給付金制度とは、消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。(令和元年12月より支給開始)

以前は不該当であった人も、支給要件を満たすようになれば給付金を受け取ることができるようになります。その場合は、新たに給付金請求の手続きが必要です。

支給要件: 現在受給中の基礎年金の種類により異なり、以下の全ての要件を満たしていること

■老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金

- ・65歳以上の老齢基礎年金受給者
- ・世帯全員の市町村民税が非課税
- ・前年の公的年金など収入額とその他の所得額の合計が879,900円以下であること。

●問い合わせ先 小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873

■障害年金・遺族年金生活者支援給付金

- ・障害基礎年金または遺族基礎年金受給者
- ・前年所得額が4,621,000円以下であること。
(扶養親族などの数に応じて増額)

農作業における注意事項について

農業者の皆様においては、次のことに注意し、安全・安心な農作業を心がけてください。また、気温が高くなると熱中症になる危険性もあることから、水分補給やこまめな休憩などの熱中症対策を徹底し、余裕を持った作業を心がけてください。

- ・農業機械の作業を中断するとき(つまり除去や点検など)は必ずエンジンを止める。
- ・シートベルトなどの安全装備の設定や保護具の着用を徹底する。
- ・農業機械の作業前に周囲の確認を行う。
- ・農業機械の定期的な点検・整備を行う。
- ・稻わらなどはできるかぎり堆肥や敷きわらなどへの利活用を検討していただく。
- ・大雨や強風の際はほ場の見回りはせず、治まった後も危険な場所には近づかない。
- ・農業機械による作業後、機械に付着した泥を落としてから道路を走行する。

●問い合わせ先 産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線181・182)

電気柵設置における安全対策について



平成27年7月、静岡県で、シカよけのために設置した電気柵による感電死亡事故が発生しました。電気柵を設置するときは、感電または火災のおそれがないように設置することとされており、以下の点に注意する必要があります。

- ①危険である旨を、人が見やすいように表示すること。
- ②出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用すること。
- ③30ボルト以上の電源から電気を供給するときは、漏電遮断器を設置すること。
- ④開閉器(スイッチ)を設置すること。
- ⑤適切にメンテナンスを行うこと。

●問い合わせ先 産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線182)

上毛町戦没者追悼式について

先の大戦における本町出身の戦没者の追悼と、世界の恒久平和を祈念するため実施します。

3密回避のため、ご遺族のみの参列でお願いします。

■日 時 8月15日(日)10:00から

■場 所 げんきの杜 多目的ホール

※当日は検温の上、マスクの着用をお願いします。

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線141)



町営住宅入居者募集について

町営住宅の入居者を次とおり募集します。入居を希望される方は期限内にお申し込みください。

団地名・場所	緒方団地(上毛町大字緒方387番地1) 3戸
募 集 戸 数	新池団地(上毛町大字垂水1764番地) 1戸
家 賃	所定の算出方式による
入居予定日	9月1日(水)

■入居者の決定方法 選考または抽選

■申込受付期間 8月2日(月)～16日(月)
8:30～17:15(土、日を除く)

■入居者資格

(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)

1. 現に同居し、または同居しようとする親族であること。
2. 収入月額が158,000円以下であること。
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差引き後の金額の12分の1です。
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 国税、地方税等を滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(同居または同居しようとする親族も含む。)

●申し込み・問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)

新型コロナウイルスワクチン接種後の生活について

新型コロナウイルスワクチンは、感染症の発症と重症化を予防する効果がありますが、他の方への感染をどの程度防げるかはまだ十分には分かっていません。

また、周りには接種が済んでいない方や体質上接種できない方もいます。ワクチン接種後も引き続き、基本的な感染予防対策に努めましょう。



感染予防の3つの基本

3密の回避 (密集・密接・密閉)



マスクの着用

熱中症に注意しながら
マスクの着用を続けましょう。



手洗いや 手指消毒の徹底



●問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線224)